## V 計画変更等

## 1 助成事業等の内容を変更する場合

助成事業の実施は、申請書に基づき、「決定通知書」により通知を受けた内容のとおりに行ってください。原則、申請内容の変更はできません。**やむを得ない理由がある場合**(例:主催者都合による日程変更、等)、 事前に変更承認申請及び公社の承認を受けたうえで、変更を認めることがあります。

内容・金額等に関わらず、変更の可能性が生じた時点で、公社担当職員まで直ちに連絡したうえで、下記の対応を取ってください。

## 承認を受けずに契約(展示会の申込を含む)や支払いを行った場合、助成対象外となります。

なお、共同出展への変更や追加、自社サイト制作費やECサイト出店初期登録料の追加はできません。

- (1) 申請書記載の出展展示会の日程が変更になる 出展要項
  - ※ 最終出展予定の展示会の日程変更が月を跨ぐ場合、助成対象期間から外れることがないよう注意が必要。
  - ※ 出展後の連絡では助成の対象にできない場合があるので注意が必要。
- (2) 申請書記載の出展展示会を追加・変更する 変更承認申請書 + 出展要項
- (3) 申請書記載の出展展示会の形態が変更になる **変更承認申請書** + 出展要項 主催者都合か自社都合かに関わらず、「リアル展示会のみ」から「オンライン出展のみ」へ変更となる場合、申請していなかった経費が発生することになりますので、変更承認申請が必要です。
  - ※ リアル展示会に併設されたオンライン展示会のうち、オンライン出展料が無料又は出展料込みであることにより「リアル展示会のみ」として申請していた展示会が、オンライン出展のみとなる場合は、**再契約前**に変更承認申請が必要。
  - ※ 変更により、助成対象の展示会が「オンライン出展のみ」となる場合は、「資材費」「輸送費」「印刷物制作費」「動画制作費」は助成対象外となる。 (発注済の場合の経費や変更に伴うキャンセル料等も助成対象外)
  - ※ 「オンライン出展料」の助成限度額は、出展回数に関わらず20万円となる。
- (4) 複数回申請した展示会のうちの1つを取り止める 公社担当職員に連絡
  - ※ 取り止めたことにより最終出展日が早まる場合は、実績報告書の提出期限も早まるので注意が必要。
- (5) 申請した全ての展示会出展を取り止める 中止 (廃止) 承認申請書 「V 3 助成事業を中止する場合」(p26) に該当します。
- (6)経費区分を変更する 変更承認申請書

「展示会参加費」「EC サイト出店初期登録費」「販売促進費」の3区分について、交付予定額の20% (増額する経費区分を基準とする)を越えて配分変更する場合、変更承認申請が必要です。例えば、助成予定額150万円(展示会参加費100万円・販売促進費50万円)のうち、販売促進費50万円を取りやめて、その費用を全て展示会参加費150万円として使用する場合などが該当します。

(7) 申請していなかった費用を利用する場合 変更承認申請書

例えば、助成予定額 150 万円 (展示会参加費・販売促進費 50 万円) のうち、販売促進費の印刷物制作費 50 万円を 30 万円に減額し、申請していなかった広告掲載費 20 万円を使用したい場合などが該当します。

